



国 監 告 第 9 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年1月24日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

# 随時監査結果報告書

## 1. 随時監査

### (1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

### (2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成 30 年 1 月 4 日 (木) から平成 30 年 1 月 16 日 (火) まで

イ. 実施

平成 30 年 1 月 22 日 (月)

対象部局

行政管理部防災安全課

### (3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成 29 年度国立市一般会計 (歳出)

平成 29 年度災害用備蓄品購入 (12 月 28 日支払分)

予算科目 09.02.01.11 (01)

支出額 4,039,740 円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

### (4) 手続き

実施通知 平成 30 年 1 月 4 日 (木)

資料提出期限 平成 30 年 1 月 15 日 (月)

事前調査 事務局による調査 (前記のとおり)

実施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

### (5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 災害用備蓄品は計画的に備蓄されているか。

イ. 既に備蓄されている備蓄品の保存状態の確認はしているか。

ウ．古くなった備蓄品の扱いはどのようにしているか。

エ．検査、検収は確実に行われているか。

オ．物品は契約書の規格、数量等に合致しているか。

( 6 ) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上